

昭和大学病院長等選任手続および職務等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、昭和大学病院長（以下「病院長」という。）および副院長の選任手続および職務等に関して必要な事項を定めるものである。

(選考会議)

第2条 理事長は、病院長が任期満了または欠員となる見込みの4か月前に、ただし不測の場合は速やかに、理事会の承認を得て昭和大学病院長選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

(構 成)

第3条 選考会議の構成員は次のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 医学部長
- (3) 医学部教授会（以下「教授会」という。）から選ばれた教授 3名
- (4) 理事会から推薦された理事 1名以上
- (5) 理事会から推薦された外部有識者 2名以上

2 本条第1項の各号に規定する構成員の任期は、次期の選考会議が設置される前日までとする。ただし、構成員に欠員が生じた場合は速やかに補充を行い、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、本条第1項第5号の外部有識者として選任することができない。

- (1) 過去10年以内に本法人と雇用関係にあること
- (2) 過去3年間において、一定額（年間50万円を基本とする）を超える寄付金または契約金等を本法人から受領していること
- (3) 過去3年間において、一定額（年間50万円を基本とする）を超える寄付を本法人に対して行っていること

4 選考会議の議長は、構成員の互選により選出する。

(選考基準)

第4条 選考会議は、次の各号に掲げる基準を満たす病院長候補者1名を選考し、教授会に報告する。

- (1) 医師であること
- (2) 心身とも健全にして人格高潔であること
- (3) 組織管理能力等の当該病院を管理運営する上で、当該病院内外での組織管理経験を含めて、必要な資質および能力を有すること
- (4) 医療安全管理業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含めた高度な医療安全の確保のために必要な資質および能力を有すること
- (5) 診療および臨床教育・研究に関する識見を有すること

(候補者の決定)

第5条 教授会は、選考会議の選考結果を審議し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、前項で推薦された候補者を理事長に推薦する。

(病院長の任命)

第6条 理事長は、理事会の承認を得て病院長を任命する。

(病院長の任期)

第7条 病院長の任期は、3年とし再任を妨げない。

2 任期満了によらない場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(公表)

第8条 理事長は病院長の任命について、選考会議の構成員の経歴も含めた名簿、第4条に規定する基準および病院長の選考結果、選考過程および選考理由を昭和大学病院ホームページ上に公表するものとする。

(病院長の職務)

第9条 病院長は、理事長および担当理事から次の各号に掲げる権限の委譲を受け、病院の管理に関する業務を統括し、責任を有する。

(1) 経営に関すること

ア 事業計画、予算の立案および執行

ただし、予算は病院担当理事の指示・指導のもとで協議し、立案および執行は理事長の承認を得て行う。

イ 収支の掌握および改善

(2) 診療に関すること

ア 診療体制および診療科の管理

イ 患者サービス

(3) 医療安全・感染管理に関すること

(4) 病院の業務管理に関すること

(5) 病院職員の教育・研究に関すること

(6) 人事管理に関すること

(7) コンプライアンスに関すること

(8) その他病院の管理・運営に必要なこと

(解任)

第10条 理事会は、病院長が次の号の一に該当するに至ったとき、理事総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

(1) 法令もしくは寄附行為に違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に違反したとき

(4) 病院長としてふさわしくない非行のあったとき

(兼務の禁止)

第11条 病院長は診療科長を兼務できない。

(副院長)

第12条 副院長は病院長を補佐し、その命を受けて、病院の管理に関する職務をおこなう。

2 副院長は3名以内とし、1名は統括内科学講座責任者:Chairman、1名は統括外科学講座責任者:Chairmanとする。

3 前項に関わらず、理事会が特に必要と認めた場合、定員を超えて副院長を置くことができる。

4 副院長のうち統括内科学講座責任者:Chairmanと統括外科学講座責任者:Chairman以外の1名以内については、医学部長と病院長が協議の上、候補者を選考し、教授会に報告する。

- 5 教授会は前項の選考結果を審議し、その結果を学長に報告する。
- 6 学長は、前項の報告を受け候補者を決定し、理事長に推薦する。
- 7 理事長は、理事会の承認を得て副院長を任命する。
- 8 副院長の任期は、病院長の任期に合わせて同一とする。

(所 管)

第13条 この規程に関する主な事項は総務部で所管し、教授会に関する事項は学事部が担当する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程の施行日をもって、「昭和大学病院長等に関する選任規程」（平成16年9月14日施行）は廃止する。
3. この改正規程は、令和4年3月8日から施行する。
4. この規程の改廃は、教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。